

議案第 37 号参考資料

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の公布に伴い、条例の基準である厚生労働省令が改正されたことから、条文の改正を行うもの。

2 改正の概要

- ・ 離島・過疎地域に所在する定員 30 名の指定介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合において、当該指定介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができることとする。
- ・ 提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日